

## 交通手当等の支給に関する規程

特定非営利活動法人 SOS 総合相談グループ（以下「SOS」と略称する）の会員に対する交通手当等の支給に関する事項を定めたものである。

### 第1条（会議等における交通手当）

SOS が主催する以下の会議等に出席した会員に対し、1回の出席につき次のとおり交通手当を支給する。

- |        |         |
|--------|---------|
| ① 理事会  | 2, 000円 |
| ② 各部会  | 2, 000円 |
| ③ 各委員会 | 2, 000円 |
| ④ 研究会  | 1, 000円 |

2 前項に定めるほか、交通手当の支給が相当とされる会議等については、理事長がその支給を決定する。

3 会議等に30分以上遅れての出席者に対しては交通手当を支給しない。

### 第2条（相談委員の当番における交通手当）

相談委員が当番として相談を担当した場合、1回の当番担当につき次のとおり交通手当を支給する。

- |                |         |
|----------------|---------|
| ① 10時から13時まで担当 | 5, 000円 |
| ② 13時から16時まで担当 | 5, 000円 |

### 第3条（その他）

第1条及び前条に定めるほか、交通手当その他手当等の支給が相当とされる場合、支給の必要性を勘案して理事長が別途決定する。

#### （施行年月日）

付則第1条 この規則は、令和2年10月1日より施行する。

#### 2 改訂履歴

- ①なし。